

2023年度 部活動に係る活動方針

南越前中学校

<p>生徒の実態</p> <p>○全校生徒が「南越前中学校の部活動に原則として入部」する。</p>	<p>ねらい</p> <p>○学校教育活動の一環として、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指す。また、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図る。</p>	<p>保護者の願い</p> <p>○従来より部活動を熱心に進めてきた地域であり、保護者の関心は大変高い。 ○技術の向上とともに、社会性や協調性、礼儀やマナーを身につけさせることを願う。</p>
<p>学校や地域の実態</p> <p>○どの部活動も伝統があり、地区大会等で近年よい成績を収めている。 ○地域スポーツクラブ等の受け入れは十分ではない。</p>	<p>活動方針</p> <p>○生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 ○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。</p>	<p>地域の要望</p> <p>○サッカー関係の行事が年間数回あり、生徒、顧問の参加が求められている。 ○吹奏楽部や文化芸術部では、地域の活性化と地域貢献のために、生徒の主体的参加が求められている。</p>
<p>設置部活動</p> <p>軟式野球部 サッカー部 男子バレーボール部 女子バレーボール部 男子卓球部 女子卓球部 剣道部 吹奏楽部 文化芸術部 陸上部・駅伝部(特設)</p>	<p>〈活動時間、休養日について〉</p> <p>○平日の活動時間は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末も含む)の活動時間は3時間程度とする。 ○大会等で1日活動の場合は、必要な休養日を設ける。 ○平日の活動について 終了時刻、完全下校時刻は以下の通り 〔終了時刻〕 〔下校時刻〕 ・4月～秋季県大会 … 17:45 18:00 ・秋季県大会後～3月 … 17:15 17:30 ○原則、毎週月曜日(月曜日が休業日の場合は、休業日明けの最初の授業日)を休養日とする。 ○日曜日は原則休養日とし、少なくとも年間52日の休日(土曜、日曜、祝日、振替休日)を休養日とする。 ○長期休業中の部活動は原則月曜日から金曜日とし、土曜日・日曜日を休養日とする。ただし、土曜日・日曜日に大会ややむを得ない練習試合等を行った場合は、翌週月曜日等に振替の休養日を設ける。 ○行事等で平日(火～金)の部活動がなくなっても、月曜日等に振り替えて実施はしない。 ○朝練習は原則として行わない。 ○定期テスト期間中、原則部活動は行わない。</p>	<p>外部指導者との連携</p> <p>○教育的意義を理解した指導が行われるようにする。 ○円滑で安全・効果的な活動ができるように、顧問と連携調整を行う。 ・外部指導者 男子卓球部 女子卓球部 ・部活動指導員 男子バレーボール部 女子バレーボール部 吹奏楽部</p>
<p>指導力向上</p> <p>○学校組織全体で、運営や指導の目標と方針を作成し、共有化を図る。 ○生徒の興味・関心を踏まえ、子に応じた指導を推進する。 ○スポーツ障害や栄養管理等の専門的知識を身につける。 ○事故発生時の救急法等の専門的力を高める。</p>	<p>〈その他〉</p> <p>○原則全員に部活動を勧める。 ○1年生は部活動見学、体験入部に参加し、個性を生かし3年間続けられる活動を選択する。 ○やむを得ない転部・退部は、顧問・担任・家庭の十分な協議の上に決定する。 ○本校の部活動と同程度の活動とみなすことができれば、例外として無所属として外部で活動を行うことを認める。その際は、保護者が校長に申し出て相談する。 ○3年生は夏季大会(吹奏楽部は夏季演奏会、文化芸術部はふくい中学生アートリンピック展)をもって引退とする。</p>	<p>危機管理体制</p> <p>○正顧問がつけない場合は副顧問がつく。正顧問、副顧問ともつけない場合は、事前に管理職等に承諾を得て、共同管理のもと実施する。 ○練習時の事故等への対応については、本校の危機管理マニュアルに則する。 ○熱中症・感染症予防のために、指導者・生徒が協力して、日常的に健康管理や適切な対策を講じる。</p>
<p>今後の課題</p> <p>○中体連以外の大会参加等について協議・検討する。 ○休日部活動の地域移行を検討していく。</p>	<p>評価と改善</p> <p>○生徒・保護者による学校評価アンケートを通して、評価・改善を行う。 ○学校運営協議会の場で意見交換を行う。 ○適宜、部長会を開催し、それぞれの活動の振り返りと情報交換を通して、自主的・自発的な活動へと発展させる。</p>	<p>体罰等の防止</p> <p>○いかなる場合においても体罰は禁止する。また、肉体的、精神的な負荷を十分に考慮して指導を行う。 ○立場を利用したモラルハラスメントやセクシャルハラスメントが発生しないように、管理職による研修会を実施する。 ○指導者は特に言葉の暴力に注意を払い、行き過ぎた指導にならないように十分に留意する。 ○管理職が定期的実施状況の把握のために、巡視や巡回に努める。</p>